

# 平成29年度 健康福祉常任委員会 特定テーマに関する調査研究報告書

## 1 テーマ

障害者の自立・社会参加の促進について  
～ユニバーサル社会の実現に向けた総合的なシステム構築を目指す～

## 2 条例制定——議会からの政策提言

本委員会は、第339回定例兵庫県議会において、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」案を上程した。常任委員会からの条例提案は本県議会初の試みである。

県民との意見交換や先進事例調査等の特定テーマに関する調査研究を通して得られた知見をもとに、委員会内に条例検討のための小委員会を設置するなどして、条例提案に向けた協議・検討を重ねてきた。

全会一致で可決・制定されたこの条例が、今後、当局の「ユニバーサル社会の推進に関する条例」とともに、さまざまな施策展開へとつながり、全ての県民の福祉向上に資することを心より祈念する。

## 3 調査・研究内容

### (1) 当局の取組

- 開催日 平成29年8月17日
- 場所 第2委員会室
- 概要 健康福祉部 障害福祉局 障害者支援課長から、本県の障害者支援施策の現状に関し、1. ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針とフォローアップ、2. 障害者の自立・社会参加の促進について、聴取した。

- ・インクルーシブ教育システムについて
- ・特別支援学校交流・体験チャレンジ事業について

- ・ヘルプマーク、「譲りあい感謝マーク」について
- ・公共交通機関等の企業の協力について
- ・障害者スポーツにおける本県の特徴について
- ・ユニバーサル社会づくりを推進する上での庁内の情報共有について
- ・ユニバーサル社会づくりに関する条例検討の動向及び本委員会の特定テーマとの関連について
- ・認知症サポーター養成講座について

## (2) 学識経験者からの意見聴取

- 開催日 平成 29 年 12 月 15 日
- 場所 議会運営委員会室
- 概要 鳥取大学 地域学部 小林勝年 教授から、鳥取県「あいサポート条例」等について、聴取した。

- ・災害時における障害者等の意思疎通の確保について
- ・市町に努力義務を課すに当たっての調整について
- ・AAC (Augmentative and Alternative Communication) 、拡大代替コミュニケーション分野における技術革新について
- ・県の取組における負担の程度をいかに規定するかについて
- ・共助の啓蒙について
- ・条例内容を障害者に限定していることについて
- ・本委員会検討条例について

## (3) 事例調査 — 特定テーマに関する主なもの —

### ① 管内調査（7月27日～28日：西播地区）

○姫路聖マリア病院 重度障害総合支援センタールルド

（中・西播磨地域初の重症心身障害児・者施設）

- ・通所定員の設定について
- ・入所重点化に向けた考えについて
- ・職種間の連携など施設運営上の改善点について

### ② 管内調査（9月7日～8日：東播・淡路地区）

○県民との意見交換

（明石市「手話言語・障害者コミュニケーション条例」について——経緯と取組）

- ・行政が支援する取組以外の合理的配慮について

- ・手話教室の参加者及び講師の感想について
- ・条例趣旨の接客時等における実践について
- ・条例を推進する上での予算及び県に対する要望について
- ・手話教室以後の継続的な取組等について
- ・市における手話通訳の任期付き採用について
- ・条例の取組を伝える上での市民に分かりやすい表現について

○洲本総合庁舎食堂アミアミ＋i

(障害福祉サービス事業者が食堂をオープン)

- ・就労訓練の期間について
- ・他の就労訓練施設との課題共有について
- ・県庁のドリームカフェへの作品展示について
- ・淡路島特産メニューについて
- ・県への要望について
- ・季節に応じたメニューについて
- ・人気メニューについて
- ・顧客アンケートについて

③ 管内調査（11月7日～9日：但馬・丹波地区）

○兵庫県社会福祉事業団 丹南精明園

(社会福祉者支援施設)

- ・丹波丹（まごころ）ファームの取組について
- ・入居者の高齢化について
- ・施設入所支援事業等の定員割れについて
- ・ショートステイの受け入れ状況について
- ・就労事業における「うどん明峰庵本店」の閉店について

○篠山市こども発達支援センター

(児童発達・放課後等デイサービス・保育等訪問支援事業)

- ・市内の児童・生徒数に対する来所者数の割合について
- ・支援終了のタイミングについて
- ・県に対する要望について
- ・学校現場における発達障害の理解について
- ・発達障害の認定（診断）の必要性について
- ・構音障害（発音の誤り）について

④ 管内調査（1月25日～26日：阪神地区）

○北須磨保育センター こんにちは友が丘

(地域福祉のキーステーションの役割を担う取組)

- ・ 定員充足率並びに利用者の住所地及び障害種別について
- ・ 医療との連携について

⑤ 管外調査（1月30日～2月1日：静岡県及び愛知県）

○静岡県社会就労センター協議会 及び 杏林堂薬局

（薬局と連携した安定的な授産品販売）

- ・ 授産品の取扱を始めた契機及び考え方について
- ・ 商品ニーズの把握について
- ・ 商品展示方法の売上への影響について
- ・ 商品のPRについて
- ・ 障害者雇用拡大の考えについて
- ・ 営利性と社会貢献性とのバランスについて
- ・ 生産者による商品の直接納品（道の駅方式）のメリットについて

○愛知県議会

（手話言語の普及 及び 障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例）

- ・ 「手話言語」と「コミュニケーション手段」を合わせた条例とした理由について
- ・ 上記二つの要素を別個の条例とする議論の有無について
- ・ 手話以外のコミュニケーション手段とのバランスについて
- ・ 「手話言語」の要素を別途条例制定すべきことについて
- ・ 施策実施に係る下位規程の有無について
- ・ 市町との連携について
- ・ 市町における手話言語条例制定の動向について
- ・ 手話が日本語と同じように一つの言語であるという理解について
- ・ 施策の進捗に係る協議・検証機関の有無について
- ・ 施策の進捗に係る議会又は県民への報告について
- ・ 条例の対象を障害者に限定するかどうかの議論の有無について
- ・ 手話に関しない障害者たちの歴史的経緯に係る内容を入れていないことについて

## 4 今後の方向性について

当局の取組状況調査、有識者からの意見聴取、県内各地域での管内調査や県民・関係団体との意見交換、県外での事例調査等を通じて、障害者の自立・社会参加を促進し、ユニバーサル社会を実現する総合的なシステム構築について現状と課題を調査した。

その結果を委員間で討議を行い、今後、取り組むべき方向性について取りまとめた。

### (1) 情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保

情報通信技術が発達・普及した現代社会においては、多様な情報を容易に取得・発信することが可能となっているが、障害によって必要な情報の円滑な取得や意思疎通に支障を来し、生活において不利益を生じたり、災害等の場面で生命に危険が及んだりする場合があります、そうした障害者への支援が急務となっている。

障害者の自立・社会参加を促進するためには、障害者に対して、生活に必要な情報の取得・利用や意思疎通のための多様な手段を確保する取組が強く求められており、実効性を高め、取組を強力に推進するための条例の制定が必要である。

- 県が情報の発信を行う場合には、障害等にかかわらず誰もが円滑に情報を取得・利用できるように配慮するいわゆる情報アクセシビリティの考え方にに基づき、率先して措置を講じていく必要がある。
- 地震等の災害や大規模事故等において、特に配慮を要する障害者に対して、その安全を守り適切に支援ができるよう、必要な情報を的確に伝達するための対策が必要である。
- スマートフォンなど情報通信技術を活用した情報の取得や意思疎通を支援するため、通信端末機器の配備や情報通信技術の活用能力を向上するための施策に取り組むべきである。
- 障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳や点訳等を行う人材の養成を一層進めていくとともに、手話や点字を学習する講座等の機会の提供や、学習のために必要な施設や人材の確保に努めるべきである。
- 障害者を支援する団体と連携した課題解決も重要であり、こうした団体への支援が必要である。

### (2) 社会参加の機会充実

情報の取得や意思疎通の手段の確保とともに、雇用の場の確保など障害者が地域で自立し、社会参加していくための一層の環境づくりが必要であり、県としても積極的な支援が求められる。

- 障害福祉サービス事業所による授産商品の販売事業について、市場で通用する商品の開発や安定的な販売ルートの確保等により収益力の向上が図られるよう、障害福祉サービス事業所と地域貢献に意欲的な企業とのマッチング等連携を推進し、専

門的な視点での助言や技術的指導を継続的に受けられるよう支援を行うことが必要である。

- 県庁舎や県立施設での障害者の職業訓練や体験実習の場、受入れ人数の拡大や、企業と連携した障害者の一般就労の更なる促進も必要である。
- 障害者スポーツのすそ野の拡大について、施設のバリアフリーを進めるとともに、「障害者スポーツ応援協定」による障害者スポーツの場の提供、ボランティアの育成など、ハード・ソフト両面から積極的な取組を進めるべきである。
- 外見で障害が分かりにくい人への配慮のため、県独自の譲りあい感謝マークとともに、全国共通のヘルプマークの普及促進に努めるべきである。

### (3) 推進体制の強化

こうしたユニバーサル社会の実現に向けた取組を強かに推進していくため、県における推進体制の強化が必要であり、庁内の組織整備や情報共有を進めることに加え、企業やNPO、地域団体などと一体となった推進組織の活性化が求められる。

また、「みんなの声かけ運動」などの取組を県全体で一層盛り上げていくため、交通事業者など民間企業の協力を促すことや、大学生等のボランティアを増やす取組などが必要である。

## 障害者等による情報の取得及び利用並びに 意思疎通の手段の確保に関する条例 【全文】

兵庫県は、「誰もが、多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会の実現」を基本目標の一つとして、ユニバーサル社会づくりを推進している。

情報通信技術が発達し、普及した現代社会においては、多様な情報を容易に取得し、あるいは発信することが可能となっている。しかし一方で、視覚や聴覚等の障害等により、必要な情報を円滑に取得することや意思疎通を図ることに支障を来している人が存在し、生活において不利益が生じたり、事故や災害の場面で生命に危険が及んだりする場合もあり、そうした障害者等への支援が急務となっている。

障害者等が自ら情報を取捨選択し、自らの意思で行動できることは、障害者等の安全で安心な暮らしの実現とともに、自立や社会参画に向けて不可欠な要素であり、障害者等に対して、生活に必要な情報の取得や意思疎通のための多様な手段を確保することが、ユニバーサル社会づくりにおいて非常に重要な視点である。

障害者等への支援は、全ての人への支援につながる。ここに、障害者等の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取組を促進するため、その基本理念を定め、県、市町及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民誰もが、安心して暮らし、自己決定による能動的な社会参画ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与することを目的として、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 障害者、高齢者その他の日常生活又は社会生活において円滑な情報の取得及び利用並びに意思疎通（以下「意思疎通等」という。）に相当の制限を受ける状態にある者をいう。

(2) 意思疎通等の手段 音声言語及び文字、点字、手話その他の形態の非音声言語、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声訳、絵図、重度障害者用意思伝達装置その他の意思疎通等を図る際に活用される手段をいう。

(基本理念)

第2条 障害者等に対しては、生活における多様な意思疎通等の手段が確保され、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならない。

2 生活における多様な意思疎通等の手段の確保（以下「意思疎通等の手段の確保」という。）は、障害者等だけでなく、全ての人の問題であることを認識し、相互の個性と人格の違いを理解し、互いに尊重することを基本として行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本理念及び第7条第1項に規定する計画を基本とし、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を策定し、及び実施するものとする。



(事業者の責務)

第5条 事業者(社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、公共の交通機関の施設その他の公益的施設を設置して行う事業その他の事業を営む者をいう。以下同じ。)は、基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において、障害者等の意思疎通等の手段の確保に努めるものとする。

2 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(県民の協力)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、県及び市町が実施する障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に協力するものとする。

(計画の策定)

第7条 知事は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する取組方針及び目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、次条から第13条までに定める施策に関する事項その他の障害者等の意思疎通等の手段の確保に関して必要な事項

3 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(平成30年兵庫県条例第27号)第12条第1項に規定する総合指針(次項において「総合指針」という。)その他の条例の規定による方針であって、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する事項を定めるものと調

和が保たれたものでなければならない。

4 計画は、総合指針と一体のものとして作成することができる。

5 知事は、計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、障害者等の意見を聴くものとする。

6 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（県の情報発信における配慮）

第8条 県は、情報の発信をする場合においては、障害者等が円滑に当該情報を取得できるようにしなければならない。

2 議会及び知事その他の執行機関は、前項の規定に基づき、次に掲げる措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

(1) 文書、出版物その他の文字による情報にあつては、文字の大きさ、色彩等についての配慮、点字表記、朗読、平易な表現その他の障害者等が円滑に当該情報を取得するための措置

(2) テレビジョン放送、講演会その他の映像及び音声による情報にあつては、手話通訳、字幕その他の障害者等が円滑に当該情報を取得するための措置

（災害その他非常の事態における情報伝達）

第9条 県は、災害その他非常の事態の場合においては、障害者等に対して必要な情報を的確に伝達するため、市町その他関係機関と連携し、障害者等の家族及び支援者の協力を得つつ、障害者等に配慮した多様な手段による情報の発信を行うものとする。

（情報通信技術の活用）

第10条 県は、通信端末機器の配備その他の環境整備、障害者等の情報活用能力を向上するための支援その他の情報通信技術を活用した障害者等の意思疎通等を支援するための施策を講ずるものとする。

(人材養成)

第11条 県は、障害者等の意思疎通等を支援するため、手話通訳、点訳等を行う人材の養成を行うものとする。

(啓発及び学習の機会の提供)

第12条 県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する啓発を行うものとする。

2 県は、障害者等並びにその家族及び支援者その他の県民に対して、手話、点字等を学習する機会の提供及びその学習のために必要な環境の整備を行うものとする。

(団体への支援)

第13条 県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等を支援する団体に対し、情報の提供その他の必要な支援を講ずるものとする。

(行財政上の措置)

第14条 県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、計画に基づく障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策の実施状況をとりまとめて公表するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。